

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	2012年6月12日
条例の題名	三重県民の森条例	公布日	昭和55年3月31日
条例番号	昭和55年三重県条例第3号	直近改正日	平成19年7月4日
所管部局課	農林水産部みどり共生推進課	電話番号	059-224-2627
条例の概要	県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するために整備された三重郡菟野町にある「三重県民の森」を管理するため、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	財産管理型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例第1条に規定されている設置目的は、地球環境への意識が高まっている社会情勢を反映していると考えられるため、引き続き設置されることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	果有施設のため果が管理していくことが必要である(指定管理者制度を導入済)。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	地方自治法第244条第2項及び設置目的を踏まえ、適正に規制を行っている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方自治法第244条の2第1項に基づき、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2第1項に基づき、条例で定める必要がある。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	条文中に、憲法、その他法令に抵触するような内容はないと考える。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に定められた内容に基づき、各手続を行っている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的達成するため、各条で定める手続により適正に管理されており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は、県民力ビジョン(施策313)に位置づけられている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第244条の2第1項に基づき定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	一部であっても規定を廃止した場合、適正な管理が出来なくなり、条例の目的を実現できなくなると考える。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	現在の条例で、適正な管理が行えており、もって条例の目的を実現できていると考える。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	使用許可に関し、類似条例として、三重県公有財産規則がありますが、重複はしていないと考える。
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	指定管理者制度を導入することにより、コストの縮減等が図られているものと考えられる。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	財産管理型の条例であり、利用者は県民全てを対象としている。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	条例またその他の法令等で、特定の県民から税等を徴収する規定はない。

視点	項	目	回 答	検 討 内 容		
その他		条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	管理に関して、指定管理者制度を導入している。		
		市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	施設が所在する菟野町から、意見を受けていない。		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			社会情勢を踏まえ条例の目的は必要であることが認められ、また条例の目的を実現するために各条に定められた内容は適正であると考えため。		無	無